

城北自動車学校

合宿教習生

オリエンテーション資料

<連絡先>

城北自動車学校
フリーダイヤル

0968-38-2851

0120-037625

★合宿寮管理人

080-4076-2888

※休校日、夜間等でなにかありましたら
管理人の携帯電話へご連絡ください。
緊急時の対応をさせていただきます。

合宿規約

特に、太文字の項目にはご注意ください。学生・未成年者の方は保護者の方もご確認ください。

1. 申込みに際してのご注意

- (1) 申込みに際しては、合宿規約、宿泊規則、教習生心得を確認していただき、誓約書を教習所にご提出していただかなければ入校することができません。
- (2) 未成年者の申込みに際しては、親権者の同意し、所定の同意書に親権者名を自署・捺印の上、教習所にご提出していただかなければ入校することができません。
- (3) 入校される方に長期にわたる持病、食物や環境変化によりアレルギーを発症する体質、または障害がある場合は、申込時にご申告ください。申し込み後に当社又は教習所がその事実を知った時は、予約無効になることがあります。

2. 中途退校(転校)の場合の精算

入校後、お客様のご都合により中途退校(転校)される場合は、以下の計算方法に基づき、当日までの必要費用の実費、解約手数料を差し引いてご返金いたします。なお、計算した結果、返金額が0円未満となった場合の返金額は0円となります。また、交通費は自己負担となります。

<計算方法>

返金額＝入金額－{入学金＋技能・学科(受講数×単価)＋諸費用＋解約手数料}

※技能教習単価⇒普通車6,050円、自動二輪5,060円

※学科教習単価⇒普通車・自動二輪2,090円

※技能検定単価⇒普通車・自動二輪5,500円

※諸経費⇒教科書代、適性検査代、写真代、高速通行料、原付講習代、仮免学科代など

※解約手数料⇒22,000円

<返金の具体例>

例① 220,000円入金し、技能6時間受講、学科8時間受講、検定未受講だった場合

入金額	－	入学金	技能	学科	検定	諸経費	手数料	=	返金額
220,000		38,500	36,300	16,720	0	6,160	22,000		100,320

※諸経費は、実際とは若干異なることがあります。

例② 220,000円入金し、技能20時間受講、学科15時間受講、検定1回受検だった場合

入金額	－	入学金	技能	学科	検定	諸経費	手数料	=	返金額
220,000		38,500	121,000	31,350	5,500	16,192	22,000		-14,542

※諸経費は、実際とは若干異なることがあります。

↓
0円

3. 最短日数

卒業までの最短日数は、入校日及び教習の都合、公安委員会の指導または試験、検定の合否、天候等により卒業までの日数が延びることがあります。また、予定より早まることはありません。

4. 教習所の解除権及び免責事項

天災地変、労働争議、法令の制定・改廃、その他やむを得ない事由により、安全かつ円滑な教習が実施不可能な時は入校契約を解除または教習内容を変更させていただく場合があります。また上記事由及び次に例示するような事由によりお客様が損害を被られた場合は、教習所は責任を負いかねます。

- (1) 教習中、お客様の不注意により発生した事故、または相手方の不注意により発生した事故にかかわる損害。
- (2) 自由行動中の事故。
- (3) 盗難、疾病。
- (4) 教習所までの往復中の事故。
- (5) その他、教習所の責に帰さざる事由により生じた損害。

5. お客様の義務と責任

お客様は入校してから卒業までの期間に、下記に該当する場合、退校していただく場合があります。その際の往復交通費はお客様負担となり、教習料金の返金もできません。

- (1) 宿泊規則、教習生心得及び教習所職員、寮管理人の指導に従わなかった場合。
- (2) 不正な行為を行って教習・検定を受けた場合、法令や公序良俗に反する行為を行った場合。
- (3) お客様の行為により教習所もしくは他の教習生が損害を受けるおそれがある場合、または受けた場合。なお、暴力行為等の諸問題は警察に通報いたします。
- (4) 入校される方が欠格期間中であること、疾病を発症していること、長期に渡る持病をお持ちであること、食物や環境変化によるアレルギーを発症する体質をお持ちであることを教習所が申込み後あるいは入校後に知った場合。
- (5) 未成年者のお客様で、保護者の署名印を偽印して入校し、何らかの問題が発生した場合。

6. 追加料金

保証の範囲を超過した場合、お客様の不注意または故意(病気・ケガ・遅刻を含む)により教習、検定の欠席及び延長があった場合は、保証の対象外となり下記の通り追加料金が発生します。

※技能教習単価⇒普通車6,050円、自動二輪5,060円

※技能検定単価⇒普通車・自動二輪5,500円

※仮免学科試験2回目以降⇒1,700円

※教習遅延金⇒1日4,400円

7. その他

- (1)他のお客様の迷惑になるため、刺青・タトゥーをされている方の申込みはお断りいたします。
- (2)安全のため、妊娠中の方、身体障がい者の方のご入校はお断りいたします。
- (3)送迎バスのご利用は、校内合宿寮に宿泊される方は、入校日・卒業日のみとなります。外部宿泊施設に宿泊される方は、入校日・卒業日及び教習所と宿泊施設の往復時となります。
- (4)交通費は、入校日・卒業日に公共交通機関を利用された場合のみ往復分支給になります。(上限あり)領収書をご持参下さい。(前泊等の場合は自己負担となります。)
- (5)原則として卒業までは帰宅できませんが、休日等(教習の行われぬ日)で且つ教習に支障をきたさない帰宅であれば可能です。ただしこの場合の往復交通費は自己負担となります。
- (6)教習の途中でやむなく一時帰宅される場合は、法令による教習期限内に卒業が可能であれば継続して受講できますが、別途料金が発生する場合がございますのでご相談下さい。なおあらかじめ帰宅予定のある方は、入校をお断りする場合がございます。
- (7)仮免学科試験に3回不合格となった場合は、一時帰宅して免許センターで直接仮免許試験に合格し、仮免許証を取得した後に再入校していただくことがございます。その際の交通費は自己負担になります。
- (8)教習所内、合宿寮内の設備等の破損及び備品の紛失があった場合は、弁償していただくことがあります。
- (9)所持免許がある方の自家用車やバイク(原付)でのご来校はお断りいたします。

8. 宿泊施設について

- (1)校内合宿寮、外部宿泊施設のどちらに宿泊されても、寮管理人の指示・指導及び別紙の宿泊規則を遵守していただきます。遵守していただけない場合は退寮もしくは退校していただく場合がございます。
- (2)卒業が延びた場合、校内合宿寮が満室の場合は部屋の変更もしくは外部宿泊施設に移動していただくことがあります。
- (3)卒業が延びた場合の部屋移動に関しては、**シングルプランで入校された方であっても相部屋になることがあります。**
- (4)校内合宿寮、外部宿泊施設は合宿生が教習を受ける期間に宿泊するための施設ですので、たとえご友人と卒業日が異なった場合であっても、卒業後の宿泊はできません。
- (5)校内合宿寮、外部宿泊施設への合宿生以外の方の宿泊、立ち入りはできません。

宿 泊 規 則

特に太文字の項目にはご注意ください。学生・未成年者の方は保護者の方もご確認ください。

1. 本規則は、校内合宿寮・外部宿泊施設に共通して適用されます。本規則に守れない場合や寮管理人の指示・指導を遵守できない場合は退寮もしくは退校していただく場合がございます。
2. 門限時間 PM10:30 消灯時間 PM11:00
3. 食事 朝食8:00～8:50 昼食12:00～13:30 夕食17:30～20:30 (夕食18:00～19:00)
(日曜、祭日の朝食はありません。夕食が遅れる場合は要予約)
4. お風呂使用時間 AM7:30～9:00 PM6:30～11:00
5. 他の滞在者に迷惑とならないよう以下の点に配慮すること。
 - ・ロビーでは飲食しないようにすること。(飲食は各自の部屋ですること。)
 - ・各自の部屋で飲食した後の後始末をきちんとすること。
 - ・ゴミは燃える物、燃えない物、ビニール類など分別して出すこと。
 - ・校内合宿寮内ではスリッパを使用し、履物は所定の下駄箱に入れること。
 - ・テレビや音楽を大音量で見たり聞いたり、電話やロビーで大声で話したりしないこと。
6. 施設や付属設備の使用に関して以下の点に注意すること。
 - ・器物損壊等には十分注意すること。この場合、自己負担で弁償してもらう場合があります。
 - ・部屋のカギ等の備品を紛失しないこと。紛失した場合は自己負担で弁償してもらいます。
 - ・校内合宿寮の自転車を利用する時は、貸し出しノートに必要事項を記入して使用すること。
 - ・留守中は必ず部屋にカギをかけること。盗難があっても一切責任は負いません。
 - ・貴重品の管理は自己責任で行うこと。紛失、盗難があっても一切責任は負いません。
 - ・冷蔵庫は自己責任で使用すること。トラブルがあっても一切責任は負いません。
7. 一時帰宅について以下の点に注意すること。
 - ・休日等(教習が行われない日)で且つ教習に支障がない場合、やむを得ない事情がある場合のみ一時帰宅が可能です。
 - ・自宅以外への宿泊(いわゆる外泊)は禁止です。
 - ・一時帰宅をする時は、寮管理人または事務所に外泊届けを2日前までに提出すること。
 - ・未成年者が一時帰宅する場合は、事前に教習所から保護者の方に確認の連絡を入れてから一時帰宅すること。
8. 即退校になる可能性が高い以下の項目を遵守すること。
 - ・自分の部屋に部外者を絶対に入れないこと。
 - ・異性の部屋への出入りを絶対にしないこと。
 - ・宿泊施設内外での飲酒を絶対にしないこと。
 - ・指定された場所以外での喫煙を絶対にしないこと。
 - ・未成年者の方は喫煙を絶対にしないこと。